

特許 & 技術レポート

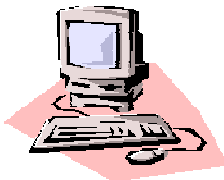
特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2011-10

ハイライト：

世界特許制度の統一が加速化	1
サムスン-アップルの特許紛争が本格化	2
「テラヘルツ波」に関する特許出願増加	3
第4世代移动通信のLTE、「特許プール」の協議が活発	3
サムスン-MSの特許権提携…アップル・グーグルを「牽制」	4
日本のカネカ、SKCコーロンPIに提訴	5



特許制度

世界特許制度の統一が加速化

特許審査手続きの効率性を高め、出願人が便利に特許制度を利用することができるように各国の特許制度を統一するための特許法調和に対する論議が加速化されることが予想される。

特許庁は9月28日、世界知的所有権機関(WIPO)総会の期間中、米国、日本、ヨーロッパなど主要11ヶ国の特許・商標庁長と会議を行い、世界の特許制度の統一及び出願人にさらに便利な知識財産サービスを提供するための協力案について論議したことを明らかにした。

総会の期間中、特許法の調和が重要 이슈となったが、これは、最近オバマ米国大統領が署名した改定特許法で、先発主義を放棄し、世界の殆どの国が運営している先出願主義を採択した雰囲気も反映されたためである。

韓国特許庁長もまた、日本、デンマーク、イギリスの特

許庁長などと特許法調和の方向に対して意見を交換した。また、特許法調和のための論議とともに、スペイン特許庁と知的財産権の行政に関する両庁間の協力のための了解覚書に署名し、ペルーの代表団とは韓国特許庁がペルーの出願人に特許協力条約上の国際調査機関として特許審査サービスを提供するという内容の了解覚書を締結した。



大法院判例

[事件]

大法院2011. 7. 14. 言渡2010HU2865判決[登録無効(特)]

[判示事項]

[1] 医薬化合物分野で先行発明で公知となった化合物と結晶の形態のみを異にする特定結晶形の化合物を特許請求範囲とする、いわゆる「結晶形発明」の進歩性が認められる場合、及び上記進歩性を証明する方法

[2] 名称が「レルカニジピン塩酸の新規結晶性多形及びその製造方法」である特許発明のレルカニジピン塩酸型結晶形(I)は、比較対象発明1、2の化合物に比べ異質的であつ

たり、量的に顕著な効果を有するといえないので、発明の進歩性が否定されるという理由で、同趣旨の原審判断を正当であるとした事例。

【判決要旨】

[1]同一の化合物が様々な結晶の形態を有することができ、結晶の形態に応じて、溶解度、安定性などの薬剤学的特性が異なり得るといえるのは、医薬化合物技術分野で広く知られており、医薬化合物の製剤設計のために、結晶多形の存在を検討することは、通常に行われることであるので、医薬化合物分野において先行発明で公知となった化合物と結晶の形態のみを異にする特定結晶形の化合物を特許請求範囲とする、いわゆる「結晶形発明」は、特別な事情がない限り、先行発明で公知となった化合物が有する効果と質的に異なる効果を有していたり、質的な差がなくとも、量的に顕著な差がある場合に限り、進歩性が否定されず、このとき、結晶形発明の詳細な説明には先行発明との比較実験資料までではないとしても、上記のような効果があるということが明確に記載されているときのみ進歩性の判断に考慮でき、万が一、その効果が疑わしいときは、出願日以降に出願人または特許権者が信頼することのできる比較実験資料を提出する等の方法により、効果を具体的に主張・証明しなければならない。

[2]名称が「レルカニジピン塩酸の新規結晶性多形及びその製造方法」である特許発明のレルカニジピン塩酸型結晶形(I)は、比較対象発明1、2に開示された同一の化学構造の化合物であるレルカニジピン塩酸塩結晶と結晶の形態のみを異にする結晶形発明であって、発明の詳細な説明に記載された生体利用率、溶解度、バッチ(batch)間の変異減少に関する効果を総合すると、比較対象発明1、2の化合物に比べ、異質的であったり、量的に顕著な効果を有するといえないので、発明の進歩性が否定されるという理由で、同趣旨の原審判断を正当であるとした事例。

紛争

サムスン-アップルの特許紛争が本格化

サムスン電子がタブレットPCであるギャラクシー・タブ10.1のドイツ販売を禁止したデュッセルドルフ地方裁判所の決定に不服、控訴することにより、今後繰り広げられるサムスン-アップル間の訴訟合戦の勢力図における変化に関心が集まっている。

これまで「防御」に集中してきたサムスン電子が、「アップルの特許訴訟はまだ始まったばかりだ」とし、対応変化の可能性を示唆した中で、 아이폰新機種の披露の時点に合わせ、通信標準特許などを武器にアップルに大々的攻勢をかけることが予想されるためである。

関連業界によると、このようなサムスンの対応変化は既に

予見されてきた。7月にサムスン電子はアップルの 아이폰とアイパッドが自社の携帯電話技術に対する3件の特許権を侵害したとし、フランスのパリ地方裁判所に提訴した。

サムスンが問題を提起した3件の特許は、3Gユニバーサル移動通信システム技術に関する特許権侵害訴訟と知られている。

サムスンとアップル間の通信特許関連の訴訟に対する裁判は、今月から本格的に始まる予定であり、デザイン特許侵害決定などで守勢に回っているサムスンが大逆転を狙っている。

現在サムスン電子が保有している10万件余りの特許のうち、通信関連の特許だけで3万件余りに達しており、アップルを相手にしたアンドロイド陣営の共同対応が徐々に具体化されているという点もサムスン電子に肯定的である。

しかし、ギャラクシー・タブ10.1はヨーロッパ地域で本格的に販売し始めた新作であるという点で、今回の決定はさらに致命的であるというのが業界の解釈である。

最近ドイツの裁判所は、ギャラクシー・タブ7.7に対するマーケティング活動も禁止したため、事実上、サムスンの全てのタブレットに対する販売及び広報の活動が不可能な状況であり、今回の判決はアップルにとって好材料となることが予想される。

アップルは、アイパッドの強力なライバルとなっているギャラクシー・タブ10.1のドイツへの進出を事前に封じ、「コピーキャット」のイメージを加えることによって、最も重要な時期に決定打を与えることに成功を収めたわけだ。

アップルが今回ドイツ訴訟の結果をきっかけに、特許攻撃をさらに強化できるであろうという予想が出ている。アップルがドイツの裁判所で主張した権利は、「ヨーロッパ共同体の登録デザイン」であって、ヨーロッパ会員国の全てに適用される。

一方、デュッセルドルフ地裁の決定に対して公正な判決ではないというマスコミの報道が相次いでいる。ドイツの放送局NTV、ドイツ最大の新聞社FAZ、米国のTimesなどの海外のマスコミは、デュッセルドルフ地裁の決定に対して批判的な記事を載せている。

NTVは、「デュッセルドルフ地裁がアップルの論拠をあまりにもそのまま受け入れたのではないかという疑問が生まれるほどに、デザインに対する解釈がおかしい」と問題を提起した。

また、FAZは、「アップルがサムスンとHTCを法廷に追い込むことは、ダンロップがブリヂストンを提訴することと同様である。なぜなら、これらもまた丸い形状のタイヤを作っているためである」と非難している。

Timesも、「アップルはサムスンと訴訟を準備しつつ、半導体に対する依存を減らそうと努力していることが伝えられ

ている」とし、「アップルはサムスン電子ほどの品質を保障するチップセットを見つけなければならない困難に直面し、さらにサムスンから半導体分野で報復を受ける可能性もある」と警告した。

出願動向

「テラヘルツ波」に関する特許出願増加

特許庁は、テラヘルツ (THz) 波に関する特許出願が増加し続ける傾向にあることを明らかにした。

テラヘルツ波は、光と電波の中間領域に属する電磁波であって、プラスチック、木、紙、生地などの非イオン化物質は透過し、金属では反射する特性を有している。特に、生体細胞に非常に安全な特性を有しており、これを保安検査、生体医療の分野に適用するための技術開発が活発である。

米国の科学専門雑誌であるテクノロジー・レビュー (Technology Review) は2004年2月、世界を変える10大新技術の一つとしてテラヘルツ波を紹介しており、日本政府も2005年、集中開発する10大根幹技術として「テラヘルツ波を用いた計測分析技術」を提示した。

テラヘルツ波に関する韓国特許出願は2000年まで3件に過ぎなかったが、2004年7件、2008年15件、2010年36件と増加し続け、計140件が出願された。

これを技術分野別に見ると、テラヘルツ波を発生させる光源技術が32%を占めており、テラヘルツ波増幅器と導波管を含む素子技術が26%、医療映像を含む映像技術が19%、物質の成分分析技術が11%である。

特許庁の関係者は、「テラヘルツ波は応用分野が多様で、波及効果が大きいため、関連技術を先に占有するための出願競争もますます激しくなるであろう」とし、「今後、テラヘルツ波に関する中核基幹技術の確保を重点とし、投資が持続的に行われるであろう」と述べた。

LEDテレビの中核技術に対する特許出願増加

最近、大型フラットパネルのテレビ市場で、LEDテレビはLCD・PDPテレビとの激しい競争の中でも、広い色再現の範囲や低消費電力などで、急成長する傾向を見せている。

2004年ソニーが初めてLEDテレビを披露した当時は、蛍光灯に比べ、光効率が低く、価格が高いため、商業的な成功を収めることができなかった。

しかし、サムスンとLGで本格的にLEDテレビを商業化した2008年以降、LEDの発展とともに、LEDテレビは大型フラット

パネルのテレビ市場で大幅に成長する傾向にある。

特許庁によると、2000年以降のLEDテレビの中核技術であるLEDバックライトに関する出願を分析した結果、初めてLEDテレビが販売された2004年から出願が急増し、2006年に頂点に至った後、2007年から現在まで絶えず出願されている。

出願人別では、サムスン電機(43件)、LGディスプレイ(40件)、サムスン電子(35件)の順となり、外国人の出願に比べ韓国人の出願が圧倒的に多いことから、韓国メーカーがLEDバックライト分野での技術開発を主導していることが分かる。

特許庁の関係者は、「LEDの発展とともに、LEDテレビは成長し続けるであろう」とし、「LEDはテレビをはじめとした照明など、我々の生活の中で深く根付き、生活エネルギーの節約に大きく寄与するであろう」と述べた。

電子・半導体

第4世代移動通信のLTE、「特許プール」の協議が活発

第4世代移動通信を先導していくLTE(Long Term Evolution)業界が、特許プールの結成のための協議を活発に行っている。

特許を一つに集めた場合、非常に多くかかる特許取引費用と訴訟費用を減らし、過度なロイヤリティーを避けられるためである。

LTEは、ヨーロッパの国が技術標準を主導する次世代移動通信方式である。

現在、世界の移動通信使用者の80%を占めている第2世代のGSM(Global System for Mobile Communications)と、第3世代のUMTS(Universal Mobile Telecommunications System)に続くヨーロッパ型の第4世代方式である。

韓国では、LTE方式のサービスが7月1日に初めて電波を送出したことにより、本格的な商用化サービスに入った。

LTE通信方式の特徴は、スマートフォン一つで高画質HDレベルの個人放送を生中継できるという点である。

また、数十秒内に映画1本をダウンロードできる高速通信環境を有している。

このような第4世代基盤における高速通信の条件を組成するために、韓国の通信会社は来年までLTEの全国網拡大を目標に、数兆ウォン規模の投資に乗り出す計画である。

米国も、2016年まで第4世代無線網の構築のために、最高530億ドル規模の投資を行うという方針である。

特許庁は、欧州電気通信標準化機構(ETSI)に提出されたLTE技術標準特許の候補群は2007年65件、2008年301件に過ぎ

化学・金属・生命工学

バイアグラの特許切れが間近だが、ジェネリックの市販はまだ？

なかったが、2009年1,488件、2010年は3,374件と大きく増加したことを明らかにした。

このように候補群が急増した理由は、クアルコムを除いた全ての競争会社が自社の特許を候補群として大量提出したためである。

これにより、過度に偏重していたクアルコムの占める比率が、2008年の57%から今年は21%と大幅に低くなった。

しかし、全体のLTE技術標準特許の候補群でメーカーが占める比率は、クアルコム762件(21%)、Interdigital363件(10%)、サムスン320件(9%)などで、まだクアルコムが優勢を示している。

一方、最近2年間にLTE技術標準特許の候補群が増加した理由として、特許保有のメーカーが当時特許プールの形成の可能性を肯定的に評価していたためであると解釈される。

特許庁の関係者は、「LTE業界が過去の第2世代CDMAのときに特定メーカーの過度なロイヤリティーで大変だったことを手本にし、特許プールとこれを管理する機関の選定に力を注ぐであろうと予想される」と述べた。

サムスン-MSの特許権提携…アップル・グーグルを「牽制」

サムスン電子は9月29日、マイクロソフト(MS)と相互の製品に対して広範囲な特許権を認める契約を締結した。

アンドロイドの運営体制を使うスマートフォンとタブレットPCを売る毎に、マイクロソフトに特許使用料を支払うことに最終合意したというもの。

これは、アップルとの特許紛争、グーグルのモトローラ買収などに対する牽制の措置であると解釈される。

サムスン電子が支払うロイヤリティーは、スマートフォン1台当たり4~5ドル程度であると伝えられた。今年6万台のスマートフォンを販売する場合、年間3千億ウォン余りの特許料負担が予想される。

MSは、7月にサムスン電子が使用するスマートフォンの運営体制であるアンドロイドが自社の特許を侵害したとしてロイヤリティーを要求してきた。

サムスン電子は、特許紛争を終結することにより、アンドロイドフォン、ウィンドウフォンを自由に生産できることになった。

特に、インテルに続き、MSと共同戦線を構築することにより、全方位の特許紛争を繰り広げているアップルに対する包囲網を広げ、グーグルも牽制できることになった。

アップルとグーグルに押されてモバイル市場で引けを取っていたMSとしても、今回の提携で最大の味方を確保したわけである。

最近、バイアグラの特許切れが近づくにつれ、韓国に続いて外国の製薬会社も、ジェネリックの開発に乗り出している。

しかし、米国のファイザーがテバと繰り広げたバイアグラの特許侵害訴訟で勝訴した中、韓国でもバイアグラの用途特許延長の可能性が話題になるとともに、バイアグラのジェネリックに対する開発が遅れる可能性も提起されている。

◇バイアグラのジェネリック開発、外資系製薬会社も飛び込む

最近、勃起不全治療剤であるバイアグラの特許切れが迫っており、これに対する高い関心とともに、韓国でもバイアグラのジェネリックに対する開発に着手し始めた。

米国の製薬会社であるファイザーが開発した経口用の男性勃起不全治療剤であるバイアグラは、高い薬効で開発と同時に勃起不全治療剤市場で最も高い販売率を記録している。

年間3兆ウォンに至る勃起不全治療剤市場を対象に、韓国の製薬業界は勃起不全治療剤市場に本格的に乗り出している状況である。

特に、最近では韓国の製薬会社をはじめとして、新薬開発に乗り出している多国籍製薬会社も、バイアグラのジェネリックに対する開発に積極的に飛び込んでおり、勃起不全治療剤市場に進入する計画である。

一例として、8月に韓国の食品医薬品安全庁は、韓国ノバルティスの「タイガフィル錠」とサンドの「サンドシルデナフィル錠」に対して生物学的同等性試験の計画書を承認した。

今回ノバルティスとサンドが生物学的同等性試験の承認を得たタイガピル錠もまた、バイアグラの主成分であるシルデナフィルクエン酸塩であり、同一製剤であることが確認された。

韓国サンドズの関係者は、「ノバルティスと共に共同でサンドズシルデナフィル錠に対して生物学的同等性試験を行う予定である」と述べた。

◇ファイザー側、「まだ用途特許のカードが残っている」

このように、外資系製薬会社もバイアグラのジェネリックに対する開発に着手している中で、バイアグラの用途特許に関する延長の可能性が新たに浮かび上がっている。

現在、韓国ファイザーのバイアグラは、来年5月が特許満了時点であり、これによって、製薬業界では高い使用率を記録したバイアグラに対するジェネリック開発に全面的に挑戦

するであろうというニュースが伝えられている。

これは、米国のファイザーがテバ・ファーマスーティカルを相手にした特許侵害訴訟で勝訴したというニュースが発表されると共に、韓国国内の特許満了延長に対する可能性が提起されているためである。

ファイザーは8月、米国所在のテバ・ファーマスーティカルを相手にバージニア州東部地区連邦地裁に提起した特許侵害訴訟で勝訴したことを明らかにした。

今回の特許訴訟は、バイアグラに対する用途特許が認められたものであって、テバの場合、バイアグラのジェネリックに対する許可を2019年まで受けられないことになった。

ファイザーの首席副社長兼最高法律顧問であるAmy W. Schulman氏は、「革新技術の知財権を保護することは非常に重要な事案で、今回の裁判所の判決は、テバが自社の特許権を明らかに侵害したことが認められたものである」と述べた。

今回米国ファイザーのジェネリック訴訟の勝訴をきっかけに、韓国もバイアグラの用途特許に対する延長の可能性が提起されている。

これに対して韓国ファイザーの関係者は、「現在バイアグラの物質特許は来年5月に満了となり、男性勃起不全治療剤の特許満了は2014年5月である」とし、「現在韓国では用途特許に対して認められていない部分がある」と述べた。

また、「米国での勝訴事例を通じ、バイアグラの用途特許に対して認められたと思われ、韓国国内でも用途特許の認定に対する期待をかけている」と付け加えた。

日本のカネカ、SKCコーロンPIに提訴

日本の化学企業であるカネカが、ポリイミド(PI)フィルムの製造技術に関して、韓国のメーカーである「SKCコーロンPI」を国際貿易委員会(ITC)に提訴した。

関連業界によると、カネカは韓国のPIメーカーであるSKCコーロンPIと米国内販売会社であるSKCが、自社の4特許を侵

害したことにより、不公正貿易を行っているとしてITCに提訴したものの。

カネカはITC側にSKCコーロンPIとSKCが自社の特許権使用に対する調査に着手するように要請した。また、米国内に輸入されたSKCコーロンPIの製品の販売を禁止し、マーケティング・広告と在庫保管及び使用を禁止させるよう要請した状態である。

これに対してSKCコーロンPIの関係者は、「ポリイミドの製造技術は既に公開されたものである」とし、「SKCとコーロンの技術を独自に結合したものであって、カネカの特許とは関係ない」と述べた。また、「カネカ側が海外市場でSKCコーロンPIを牽制するための一種のマーケティング手段としてITCに提訴した」とし、「現在内部でカネカの訴訟に対応するためのチームを結成し、稼働している」と付け加えた。

SKCコーロンPIは、SKCとコーロンがそれぞれ行っていたポリイミドフィルム事業を2008年6月に合作投資で設立した会社であって、現在、チンチョンとクミ工場に年産1,600t規模のPI製造設備を稼働している。生産能力を今年末まで2,100t、来年末まで2,600tに拡大する計画である。

SKCコーロンPIは、生産物量の約73%は内需で販売し、25%は中国など東南アジア地域に輸出し、米国への輸作物量は2%水準であると把握される。

PIフィルムの世界市場は、2010年を規準に約7,000t(1兆1千億ウォン)規模を形成し、2015年には約10,000t(1兆4千億ウォン)規模に成長することが予想される。PIフィルムの世界市場は、東レ・デュポン及びカネカが約45%、SKCコーロンPIが15%の占有率を示している。

ポリイミドフィルム(Polyimide Film、PIフィルム)は商用化されたフィルムのうち、耐熱性及び耐寒性に最も優れた物質である。IT機器の小型・軽量化により、FPCB、FCCL、半導体工程の素材、絶縁材などに中核素材として使われる。また、LED、太陽光、自動車、e-bookなど、持続的に新規の需要が創出されている高付加価値のフィルムである。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所
ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.
ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr